



もしかの時の各種手続き

届出時期	種 別	届 出 先	内 容
葬儀前に 連絡	NTT労組退職者の 京都支部協議会※1	京都事務局 075-212-2211 北部事務局 0773-23-9366 土曜、日曜、休日は 閉局	退職者の会京都支部協から供花もしくは香典が(本人死亡の場合のみ) 供えられる(5,000円)、退職者の会中央協から死亡弔慰金が後日支払われる(本人死亡場合のみ 5,000円) その他、退職者生命共済「あいあい」の加入会員(配偶者)は、掛金口数に応じて死亡見舞金が後日支払われる。NTTから死亡見舞い金が支払われる。(本人 30,000円、配偶者 10,000円) 電友会及びNTTには退職者の会から連絡※1
	電友会京都支部※1 (電友会会員のみ)	075-394-4205 (北京都部会は担当 世話人)	電友会から弔慰金が支払われる。(10,000円)
	死亡診断書発行	死亡した病院の医師 自宅で死亡した場合は、懸かりつけの医師に連絡	死亡届・年金の手続き等で3~4通必要。
	火葬・埋葬許可書発行	居住地の市・区役所、 町村役場	火葬許可証と埋葬許可書が受理されなければ火葬することが出来ないと法律で定められている。 市町村の書類発行が必要になる。 なお、区役所、市町村役場は土・日・休日・夜間であっても担当職員が発行してくれる。
葬儀後 約2~3週間 までに連絡	互助年金	0120-137294 (電気通信共済会 福祉厚生 お客様センター)	弔慰金が贈られる。 年金を「一時金」とするか「継続」とするかを連絡する。
	国民健康保険	居住地の市・区役所・ 町村役場	葬祭費が贈られる。 資格喪失届を提出する。
	区役所・市町村役場へ 死亡届の提出	居住地の区役所・ 市町村役場	死亡届は死亡当日か翌日には提出しなければならない。なお、区役所、市町村役場は土・日・休日・夜間であっても担当職員が対応してくれる。
	NTTへ連絡※1	075-251-9402	NTTから弔慰金が支払われる。(本人 30,000円、配偶者 10,000円)
約1ヵ月後 までに連絡	公的年金等	居住地の 社会保険事務所	「遺族年金」への切替え手続きが必要。
	厚生年金	居住地の 社会保険事務所	「遺族年金」への切替え手続きが必要。
	国民年金	居住地の 社会保険事務所	年金支給停止の手続きが必要。
	テルウェル年金	0120-137294 (電気通信共済会 福祉厚生 お客様センター)	年金を「一時金」とするか「継続」とするかを連絡する。
参考	1. 死亡後速やかに連絡 ---- 親戚・葬儀社・寺院等。 2. 葬儀前に連絡 ----- 友人・知人等。 3. 預貯金通帳・証券証書・債権・生命保険証書等の一覧表を備えておくとよい。		

※1: 基本的には『NTT労組退職者の会京都支部協』(或いは『電友会京都支部』)に訃報連絡すれば、『NTT』及び『電友会京都支部』『NTT労組退職者の会京都支部協』で情報を共有する体制を組んでいます

葬儀後の各種手続き

項目	手続きの窓口	内容
埋葬許可証(火葬証明書)	市・区役所・町村役場	納骨(埋葬)の時まで自宅に保管。
遺族年金の受給手続き	社会保険庁 社会保険業務センター	年金受給者が死亡したとき支給。
遺族厚生年金の受給手続き	社会保険事務所	年金受給者が死亡したとき支給。
葬祭費の受給手続き (国民健康保険)	市・区役所・町村役場	被保険者期間中に死亡したとき支給。
死亡者の所得税の確定申告	税務署	準確定申告という。
相続税の申告	税務署	解説書「相続税の申告の仕方」を税務署で貰う。 7ヶ月以内に提出。
生命保険金等の受給手続き	生命保険会社等	
預・貯金の引き出しと 相続手続き	銀行・郵便局等	銀行等が死亡の事実を知った場合、相続手続き完了まで支払 停止となる。
電話加入者の名義変更	NTT(局番なしの116へ)	
NHK・電気・ガス・水道等の 名義変更	各会社等	料金引き落としの銀行口座等も変更。
自動車税の 納税義務消滅の申告	府税事務所	新しい所有者に納税義務が移る。
運転免許証の返却	警察署	自然消滅するが、返却の方が良い。
クレジットカード脱会届	各クレジット会社	カードの返却、未払い金の清算。
土地・家屋の所有権移転登記	法務局(登記所)	期限は定まっていないが、早めがよい。
遺産分割協議書の作成	司法書士等	所有権移転登記・相続税の申告・銀行等の手続きに必要。
非課税貯蓄者の死亡届	銀行・郵便局等	預・貯金の相続人が改めて課税・非課税扱いの申告をする。